

らの記述における「流域」のとらえ方は、前記とまったく意味が異なります。従って、貴職がすすめる流域管理システムは、「流域」のとらえ方に本質的な間違いがあるので、即座に、訂正すべきと考えます。

北海道自然保護協会では、既に2008年12月4日付けで、森林の流域管理システムを含む「国有林野の管理経営に関する基本計画（案）」に関する意見書を当時の石破茂農林水産大臣宛に提出しております。それは北海道自然保護協会のホームページで確認できますが、今回の意見をより明確にするため、以下に、かつて流域管理システムに関して記述した部分を再掲します。

。。。。。。。。。。。。。。。。。。

B-3. 国有林野の管理経営に関する基本方針（2）森林の流域管理システムの下での管理経営（3～4頁）

意見：国有林野の「流域」は、2頁で「流域（森林計画区）」と記されているように、複数の森林管理署を合わせた森林計画区を意味しており、本来、自然科学的に捉えられる河川の流域を意味してはいない。したがって、「流域管理システム」の推進を述べるのであれば、森林計画区や森林管理署の中に多数認められる、「自然科学的に捉えられる河川の流域ごとに管理運営を行う」旨を明記すべきである。

根拠：源流部・上流部・中流部・下流部からなる河川の流域において、源流～上流部を占める場合が多い国有林野では、国土保安や水源涵養など、民有林や生産活動の場となる中下流部への影響に関して大きな責任がある。その点で、「流域管理システム」は、地域特性を有する、自然科学的に認められる個々の河川流域ごとに考えられるならば、字義的には肯定されるものである。

しかし、国有林野の「流域」は、例えば、黒松内低地帯以南の北海道南部（渡島と檜山の二つの森林管理署）において、日本海と太平洋（内浦湾）、そして津軽海峡に注ぐ多数の河川流域から構成される広大な面積を、一つの流域（一つの森林計画区）とみなしている。そのため、現行の「流域管理システム」は、単に、統廃合された森林管理署を合わせた広大な面積を有する森林計画区における管理を述べているに過ぎない。国有林野における「流域」の呼称は、自然科学的ではなく、国有林野の歴史的経緯から生じた政策上のもの、国有林野だけが使用するものとなっている。

したがって、基本計画（案）では、多数の河川流域を含む大面積を意味する「流域」において、字義通りの本来的な「流域管理システム」を推進できるのか、明記されなければならぬ。その明記すべき内容は、意見に書いた通り、「自然科学的に捉えられる河川の流域ごとに管理運営を行う」旨を明記すべきである。逆に、単に森林計画区での管理になるのであれば、流域管理システムの表現を使用すべきではない。

現行の「流域管理システム」は、さらに大きな問題を内蔵している。広大な面積に多数の河川流域を含む国有林野の流域管理として、実際には、個々の河川源流部の天然林伐採、そこに至る林道掘削、さらに峰越し林道の掘削などを許し、源流部からの土砂流出を促進し、生物多様性を喪失するなど、森林の公益性の発揮を妨げている実態がある。したがって、本項においても、用語の誤った使用とともに理念と実際の乖離が著しいので、基

2010年2月1日

北海道森林管理局

局長 山崎 信介 様

計画課長 徳川 浩一 様

(送付先：計画課流域管理指導官 松本様)

(社) 北海道自然保護協会

会長 佐藤 謙

第4次国有林野事業流域管理推進アクションプログラムに係る意見

当協会は、1月8日付けにて貴局計画課長様から「標記プログラムに係る要望等について(協力依頼)」を受けました。ここに、流域管理に関する当協会の意見書を提出しますので、貴職におかれましては、ご賢察と抜本的な改革を願う次第です。

まず、このアクションプログラムに限られる問題ではありませんが、新しい事業において良い結果を期待するには、現状の問題点を把握しそれを解決しておくことが前提となることを述べさせていただきます。私たちは、北海道の国有林が公益的機能重視・多面的機能発揮を目的とした森林の維持と保全において、それぞれ十分な対策が行われず、乱伐など持続できない林業を行うなど、真に残念な実態を問題視しております。貴職に対して、これまで多くの要望書や意見書を提出してきましたが、状況は好転していないと思います。なぜ、このような事態を招いたのか原因を明らかにせず、新たな事業を推進するとすれば、税金の無駄遣い、あるいは新規事業による自然破壊や生物多様性の損失に結果することになりかねません。流域管理アクションプログラムを検討する際に、まず、現状の問題点を明らかにすることを念頭に置いていただきたいと思います。

私たちは、今回、以下の2点について意見を述べます。1点目は総論的で、かつアクションプログラムを進める上で基本的な問題と考えます。2点目は、具体的な関連問題であり、貴職宛てにかつて質問した内容ですが、貴職、北海道森林管理局から十分な回答を得られていない問題です。以上の2点に答えながら、国有林における問題点や問題が生じた原因などについてみずから洗い出し、外部からの様々な意見に耳を傾け、問題解決につながるアクションプログラムを作成されますよう、強く要望いたします。

1. 総論として、流域管理システムは、本質的に「流域」のとらえ方が間違っているのもので、即座に、訂正すべきである。

貴職による依頼書の参考に、流域監理システムに2つの大きな特徴があるうち、「1つは森林の管理を流域を基本単位として上流地域と下流地域の関係を意識して行おうとするものです」という記述があります。この記述における「流域」のとらえ方は、基本的に正しいと考えます。しかし、依頼書本文にある「・・・アクションプログラムを流域(道内13流域)ごとに策定しており・・・」とする記述や、別紙の13流域が実際には、複数の森林管理署から構成される森林計画区に該当して多数の河川流域を含むことから、これ

本計画（案）では、この問題点を払拭する必要がある。

2. 各論として、貴職宛てに既に提出している、流域管理に関わる当協会の質問・意見書に真摯に答えるべきである

当協会は、林野庁長官、北海道森林管理局長ならびに檜山森林管理署長に宛て、既に「国有林野における治山ダムに関する質問・要望書（2007年10月31日付け）」と「国有林野における治山ダムに関する再質問書（2008年3月31日）」の2つの書類を提出しております。これらは、檜山森林管理署管内の人住内川流域において、遡河回遊魚、治山ダム、林道開削、森林施業などの相互関係について、より根本的には貴職の基本理念である生物多様性保全、国土保全、木材生産など森林の公益的機能・多面的機能の発揮について貴職の回答を求めており、1つの河川における流域管理システムのあり方を問うものです。なお、これら2つの書類は、貴職宛てに提出しておりますので文書管理部門でご確認をいただければと思いますが、当協会のホームページでも確認できます。

上記2つの書類に関して、貴局からは最初の質問・意見書に簡単な回答をいただきましたが、科学的・論理的に十分な説明となっております。そのため、再質問書を提出させていただきましたところ、それに対する回答はいただいております。

私たちは、貴職が述べる流域管理システムが科学的論拠に基づいた本当の施策であると言うならば、上記2つの質問・意見書に明解に回答できるはずと考えております。2、3年前に提出した2つの質問・意見書に対して、ここに改めて、貴職の回答をお願いして、今回の意見とする次第です。

3. 提言として、過去のアクションプログラムにおける実施メニューは、ほとんど「流域管理」に該当しないので、公益的機能・多面的機能のいずれかに配置し直し、改めて国民・道民に説明し直すべきである

1で述べた総論に関連しますが、アクションプログラムにおける実施メニューを見ますと、内容的に、流域管理システムとしてまとめることは論理的に無理があります。何故ならば、そのメニューには、保護林における生物多様性保全を含んで、森林とのふれあい、人工林間伐材の利用など、公益的機能や多面的機能のいずれかに該当する様々な内容が混沌と混在しているからです。そのため、流域管理システムの呼称とくくりを止めて、森林計画区ごとに考えられた施策、種々の実施メニューを公益的機能・多面的機能のいずれかに配置し直し、改めて国民・道民に説明し直す方が容易に理解できるように考えます。

しかし、あくまでも、「流域管理システム」を重視すべきと考えられるのであれば、私たちが2の各論で示しましたように、科学的に捉えることができる河川流域において考慮しなければならない実施メニューに限定すべきです。